

## 5 緑化面積等の算出方法について

### (1) 地上部の緑化面積の算出

地上部の緑化面積の算出に当たっては、原則として、アの緑地帯の計算を基本としてください。ただし、アの計算によることが適切でない生け垣や単独木等による緑化については、イ又はウにより算出してください。また、既存樹木については、エにより算出してください。

※ 樹冠が重なり合うなど緑化面積が重複する場合は、重複する部分を二重算定することはできません。

※ 敷地からはみ出している樹冠部分や建物等と重なっている樹冠部分の面積は除外してください。

※ 樹冠がかからないマンホールや看板等は緑化面積から除外してください。

※ 樹木と地被を植栽した緑地帯の場合、樹冠部分からはみ出した部分で、地被のみを面的に植栽した場所は、緑化面積から除外してください。

### ア 緑地帯の面積

原則として、縁石等で区画され樹木で覆われた土地（縁石の内側）を緑化面積とします。

ただし、区画された土地からはみ出した樹冠の部分の面積、樹木と一体をなす樹木以外の植物の面積及び池の面積を含めることができます。また、緑地帯の幅及び長さは、それぞれ **50 センチメートル以上**確保してください。

### イ 単独木の面積

高木、中木及び低木の単独木については、実際の樹冠投影面積を緑化面積とします。ただし、高木及び中木については、次の算出方法により緑化面積を算出することができます。

単独木で面積を算出する場合は、算出に用いた樹冠投影を図示してください。

#### a 高木

高木 1本当たり3平方メートルの円を樹冠相当とし、樹冠投影面積を算出できます。ただし、高さが3メートル以上のものについては、その高さの7割を直径とする円を樹冠相当とし、樹冠投影面積を算出できません。

#### b 中木

中木 1本当たり2平方メートルの円を樹冠相当とし、樹冠投影面積を算出できます。

### ウ 生け垣の面積

生け垣の長さに乗じた面積を緑化面積とします。ただし、幅 0.6 メートル未満の生け垣にあっては、幅 0.6 メートルとして算出できます。その場合も、緑地帯の幅 50 センチメートル以上は確保してください。

生け垣は、中木・高木を樹冠が重なる（目安は 30 センチメートル間隔）ように植栽してください。

## エ 既存樹木の面積

既存樹木（敷地内で移植計画のある樹木も含む。）については、アからウまでにより算出した面積を緑化面積とすることができます。ただし、高さが5メートル以上の高木について、単独木で計算する場合は、その高さを直径とする円の面積を樹冠投影面積として算出できます。（移植等に伴うせん定により高さが変わった場合も、せん定前の高さが確認できれば、その高さを直径とする円の面積を樹冠投影面積として算出できます。）

## (2) 建築物上の緑化面積の算出

樹木、芝、草花等（多年草に限る）を植栽した植栽基盤の面積を緑化面積とします。なお、植栽基盤からはみ出した樹冠の部分や樹木と一体をなす池の面積を含めることができる場合もあります。

可動式植栽基盤（植栽ます等）を用いる場合は、容量 100 リットル以上のものを緑化面積の算入対象とします。

### ア 屋上

#### (ア) 屋上

建築物の屋根部分で、人の出入り及び利用可能な部分をいい、屋上駐車場（車の傾斜車路部分は除く。）やルーフバルコニー（ルーフトラス）等も屋上に含まれます。

#### (イ) 屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分

屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分とは、次の条件をどちらも満たすものをいいます。

a エレベーター、階段（ステップ型）、平面フロアにより、人が行き来できること。

【除外】はしごや移動式の階段（タラップ等）などで登り降りする屋根

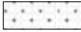
b 高さ 1.1 メートル以上の転落防止柵、手すり壁、又はこれに相当するパラペットやルーバーなどで囲まれ安全であること。

#### (ウ) 屋上面積

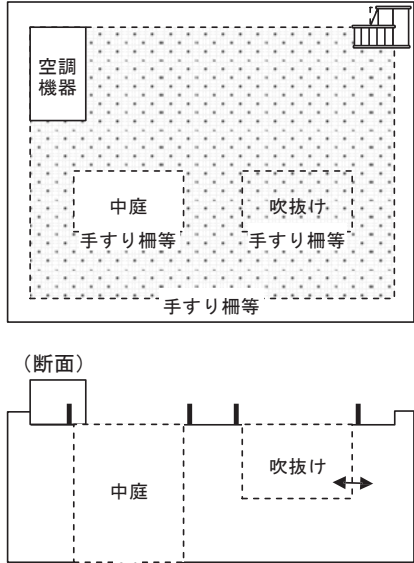
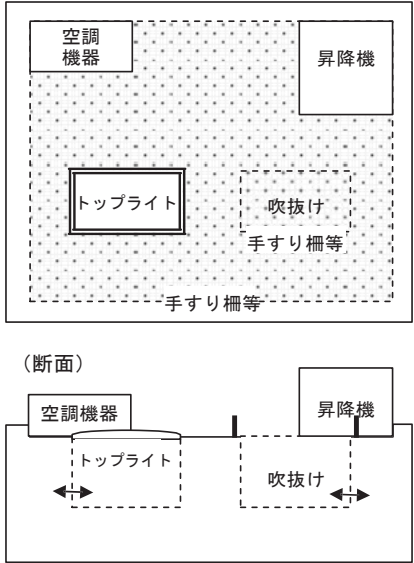
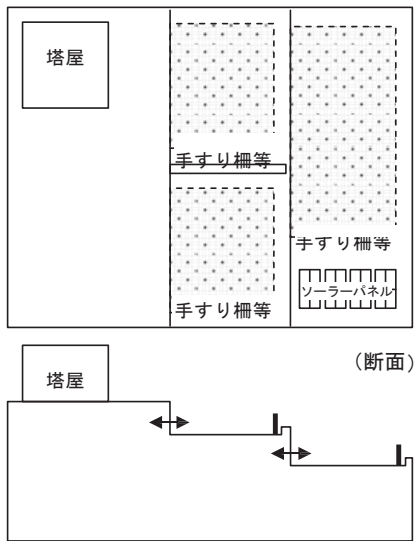
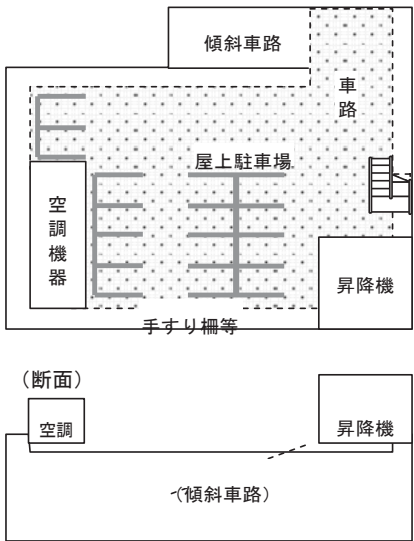
屋上のうち、ソーラーパネルや空調設備等の建築物の管理に必要な施設の設置のために緑化が困難な部分を除いた面積とします。また、転落防止のためのフェンス等の内側とし、常時施錠してある場合でも屋上面積に含まれることがあります。面積の算出例は、次ページを御参照ください。

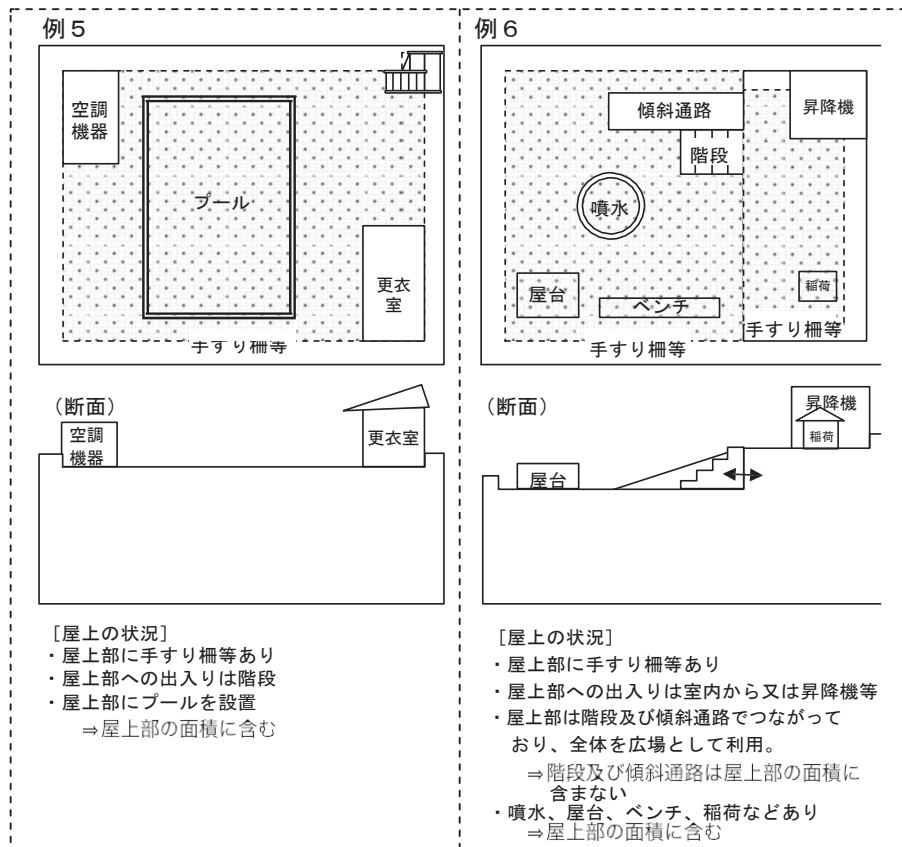
#### (エ) 対象建築物

原則として、平成 13 年 4 月 1 日 以降着工の建築物の新築及び増改築における屋上を対象とします。

※ 屋上面積の算出例（屋上利用可能部分 ）

屋上面積の算出に当たっては、次の例に従い算出してください。

<p><b>例 1</b></p>  <p>(断面)</p> <p>[屋上の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上部に手すり柵等あり</li> <li>・屋上部への出入りは階段</li> <li>・吹抜け部及び中庭</li> </ul> <p>吹抜け部：レベルは途中階で、出入可能 ⇒屋上部の面積に含む</p> <p>中庭：床面は地上部と同じ1階 ⇒緑化した場合は、地上部の緑化面積に含む</p>	<p><b>例 2</b></p>  <p>(断面)</p> <p>[屋上の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上部に手すり柵等あり</li> <li>・屋上部への出入りは昇降機</li> <li>・吹抜け部：例1のとおり</li> </ul> <p>ただし、トップライトにより完全に覆われている場合は、屋上部の面積には含まない</p>
<p><b>例 3</b></p>  <p>(断面)</p> <p>[屋上の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上部（RF階）には手すり柵等なし</li> <li>・ルーフトラスには手すり柵等あり</li> <li>・ルーフトラスへの出入りは室内から</li> </ul> <p>⇒ルーフトラスのみ屋上部の面積に含む （※個人用、共用は問わない）</p>	<p><b>例 4</b></p>  <p>(断面)</p> <p>[屋上の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上部に手すり柵等あり</li> <li>・屋上部への出入りはエレベーター、傾斜車路等</li> <li>・屋上部を駐車場として利用</li> </ul> <p>⇒屋上部の面積に含む</p>



## イ 壁面

壁面とは、建築物の外壁部分で、地上面に対してほぼ垂直に設置された側面をいいます。(壁面の構造及びガラス等の有無は問いません。)

### (ア) 登はん型

#### a 補助資材あり

壁面に設置された補助資材で覆われた面積を緑化面積として算入することができます。ただし、算入できる高さは植栽基盤面から10メートル以内(1箇所につき)までとします。

#### b 補助資材なし

壁面脇の緑地帯等から高さ1メートル(植栽時に1メートル未満の場合)までの面積を緑化面積として算入することができます。

ただし、植栽時にツル植物の長さが1メートルを超える場合は、その長さとして扱います。

### (イ) 下垂型

#### a 補助資材あり

壁面に設置された補助資材で覆われた面積を緑化面積として算入することができます。ただし、算入できる下垂長さは植栽基盤面から10メートル以内(1箇所につき)までとします。

#### b 補助資材なし

壁面脇の緑地帯又は植栽ます等(容量100リットル以上)から長さ1メートル(植栽時に1メートル未満の場合)までの面積を緑化面積として算入することができます。

ただし、植栽時にツル植物の長さが1メートルを超える場合は、その長さとして扱います。

## (ウ) その他

### a プランター型

プランター状の植栽基盤を、垂直方向に配置して壁面を緑化する場合は、緑化資材で覆われた面積を緑化面積として算入することができます。

### b ユニット（パネル）型

植栽マットなどの植栽基盤を、パネル状に設置して壁面を緑化する場合は、植栽基盤で覆われた面積を緑化面積として算入することができます。

#### 【備考】

上記の壁面緑化に当たっては、十分な株数を適切な間隔（30cm程度）で植栽してください。また、ツル植物による場合は、**植栽基盤の幅及び長さはそれぞれ 30cm 以上、植栽間隔 30cm 程度**により植栽してください

## ウ ベランダ等

ベランダ等とは、建築物の側面で外部に突出又は外部と一体となった構造を持ち、室内や廊下等から人が出入りできる部分をいいます。（構造の類似するバルコニーやテラス等も含む。）

**樹木、芝、草花等（多年草に限る）を植栽した植栽基盤の面積を緑化面積とします。**ただし、植栽基盤からはみ出した樹冠の部分の面積を含めることができる場合もあります。

可動式植栽基盤（植栽ます等）を用いる場合は、**容量 100 リットル以上**のものを緑化面積の算入対象とします。

複数階においてベランダ等を緑化した際、平面図上で緑地帯等が重なってしまう場合は、各階ごとの面積を緑化面積として算出することができます。

### 【地上部及び建築物上における緑化の振替】

#### ① 地上部の緑化から建築物上の緑化への振替

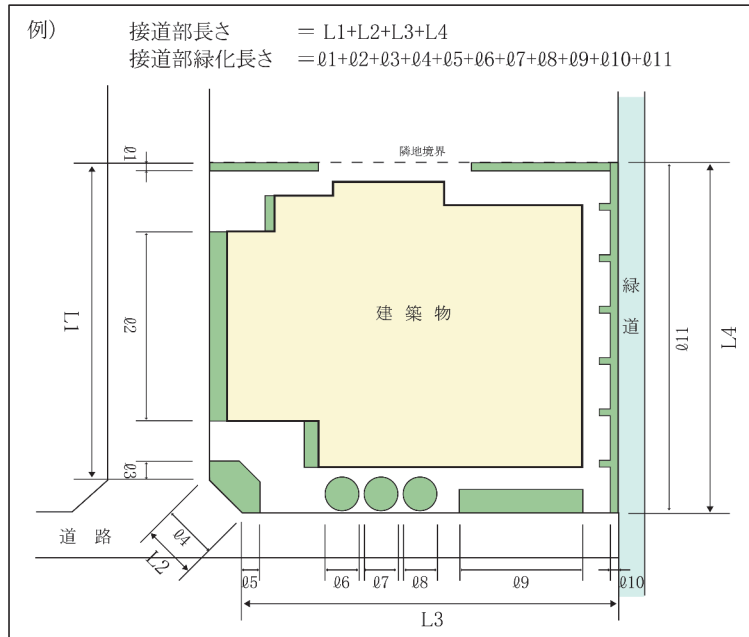
地上部において緑化面積を満たすことが困難な場合は、不足する面積相当分を建築物上の緑化に振り替えることができます。ただし、この振替え分については、樹木により緑化するものとします。なお、壁面緑化には振り替えられません。

#### ② 建築物上の緑化から地上部の緑化への振替

建築物上において緑化面積を満たすことが困難な場合は、不足する面積相当分を地上部の緑化に振り替えることができます。ただし、この振替え分については、樹木等により緑化するものとします。

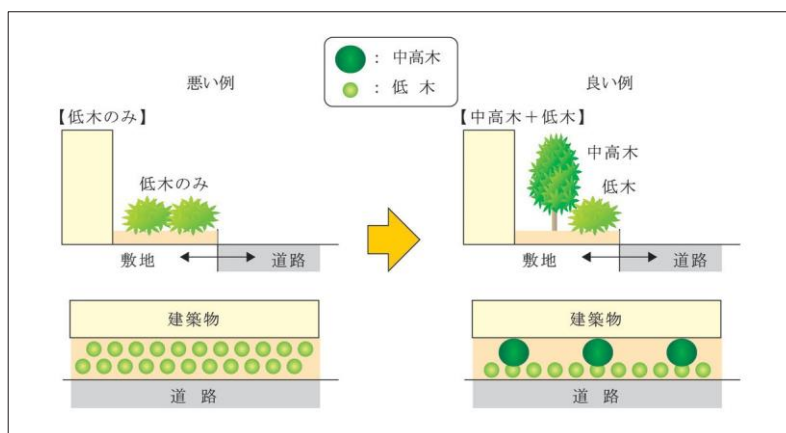
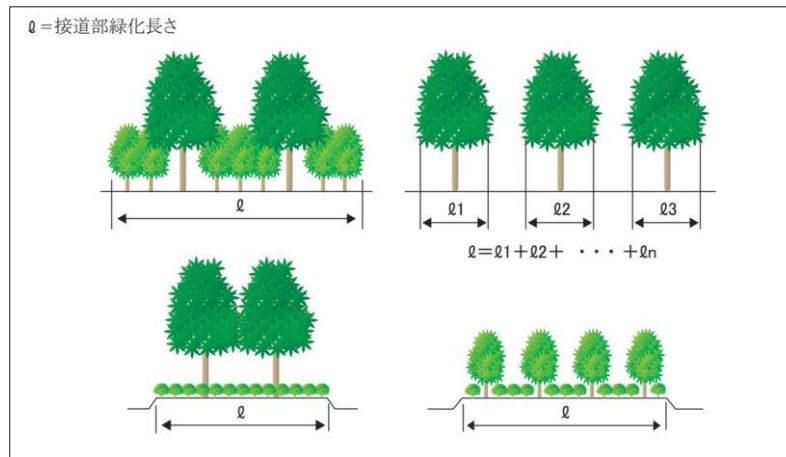
### (3) 接道部緑化長さの算出

接道部緑化長さは、樹木等で緑化された長さとし、次の事項ごとに算出した長さを合算してください。ただし、緑化の長さが重複する部分は、二重算定することはできません。また、低木のみでの緑化は避けてください。



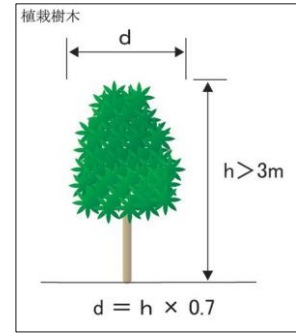
#### ① 緑地帯又は生け垣

縁石等で区画され樹木で覆われた土地や生け垣の長さとし。なお、接道部の緑地帯等の縁石などの高さは極力低くし、できる限り 40 センチを超えないようにしてください。



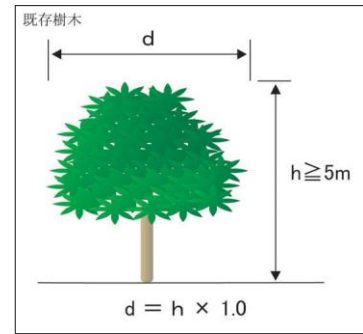
② 単独木

道路に面した樹冠径  $d$  を緑化の長さとします。ただし、高木及び中木については、1本あたり2メートルを緑化の長さとして算出できます。また、植栽時に高さが3メートル以上の高木については、その高さの7割を緑化の長さとして算出できます。



③ 既存樹木

既存樹木については、①、②により算出した長さを緑化の長さとして算出することができます。ただし、高さが5メートル以上の高木については、その高さを樹冠径  $d$  とし緑化の長さとして算出できます。



④ 屋上及びベランダ緑化

原則として、接道部に面した屋上又はベランダ等で、地上部からの高さが10メートル以下の場所を、樹木等により緑化し、かつ接道部から容易に視認できる場合には、①から③までにより算出された長さを緑化の長さとして算入することができます。

⑤ 壁面緑化

原則として、接道部に面した壁面で、地上部からの高さが10メートル以下の部分（将来的には目の高さ（1.5メートル程度）の部分まで）をツル植物等により緑化し、かつ接道部から容易に視認できる場合には、その水平方向の長さを緑化の長さとして算出することができます。

